

2020年10月19日

三田市長 森 哲男 様

三田市民病院をまもる会

住所 三田市小野

宝塚市医療生活協同組合・三田支部

代表

三田市民病院職員の賃金引き下げ提案の撤回を求める
(申し入れ)

市民のいのちと健康を守るためにご奮闘されていることに敬意を表します。

三田市民病院労働組合に対して、三田市民病院事業管理者が、2020年8月11日三病第49号で「職員の給料の削減に関する協議」の申し入れを行い、2021年1月1日から10年間給料の3%削減を提案しています。

これは、日本感染症学会に発表された2020年5月15日症例報告にあるように、兵庫県から要請され三田市民病院としてCOVID-19感染者を4月9日から2床、4月22日から10床を上限に収容するとともに、COVID-19疑いの患者を発熱及び帰国者・接触者外来受診患者として総計407名の患者がコロナ外来で診察を受けたとされているように、病院職員が自らの感染の恐怖の中で懸命に働いてきたことに報いるのではなく、全く逆に賃下げ攻撃を行うもので、市民として看過することはできません。

当局の賃下げ提案理由の中で、これはコロナウイルス感染症対応による減収とは直接関係はないとされていますが、結果としては「コロナで頑張ったのにどうして賃下げなのか」の職員感情を生み出すものになっています。市民は病院職員のみなさんに感謝しているのに、この気持ちをも踏みにじるものです。

阪神間の公立病院の中で唯一の賃下げであり、極めて理不尽です。

病院の賃下げ提案を行ったのは、資金運用の困難の中で市長に資金提供を要請したところ、逆に職員の賃下げを行うことを求められたようです。しかし、本来市民病院は公営企業法適用であっても、市民のいのちを守る活動を市長が財政的にも支援することが当然であり、その資金を職員の賃下げによる確保を求めるなどあってはならないことです。

もともと、病院職員は公務員として労働基本権が制約され、その代償措置として人事院勧告制度があり、それにもとづいて市議会で議決された給料表にもとづいて賃金が支給されています。それなのに、10年間にも及ぶ賃下げは事実上の給料表改定に等しく許されません。

これからインフルエンザと新型コロナの同時蔓延期を迎え、市民が市民病院の果たす役割を今以上に期待している中で、職員の士気をさげるような賃下げ提案の速やかな撤回を求めます。